外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス

―― 被害者の法的保護と支援体制の拡充に向けて:

福嶋由

里子

論文要旨

V被害者に対する保護政策を取り上げ、その制度の変遷を概観し、今後の課題や改善点について検討する。 する法的保護施策が徐々に発展してきた。そこで、本稿では、これまでの日本の動きをまとめるとともに、 別撤廃委員会をはじめ、国際的な人権機関から改善が求められているところである。一方、諸外国では、一九九〇年代以降、 法施行後一○年経った現在においても包括的な支援策は示されていない。このような外国人DV被害者に関する日本の状況については、国連女性差 降、二度の改正を重ねることにより整備されてきた。しかし、在留資格や言語の問題により、救済を求めることが困難な外国人の被害者については、 ドメスティック・バイオレンスの被害者保護施策は、二〇〇一年に「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」が施行されて以 先行事例として、主に米国での外国人D 外国人DV被害者に対

はじめに

権を尊重して適切に対応することや、 二○○七年に改正され、保護命令制度の拡充や被害者支援体制の改善が図られてきた。しかし、 一○○一年に施行された「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」とする。)は、二○○四年および 人道上適切な対応をすることが職務関係者に要請されるにとどまり、法施行後一〇年経った現在において 外国人被害者については、改正時において、人

も包括的な支援策は示されていない。

国連女性差別撤廃委員会をはじめ、 等をためらう外国人被害者が増加するのではないかという懸念が広まっている。このような外国人DV被害者に関する日本の状況については で長期間生活をしている日本人の配偶者等は、在留資格取消しの対象とみなされる可能性があるため、 る特例法の一部を改正する等の法律」 また、二○○九年に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関す 国際的な人権機関から改善が求められている。 (以下、「改正入管法」とする。) によると、 加害者のもとを離れ、 支援機関への相談やシェルターへの入所 母子生活支援施設や民間のシェルター等

件に在留資格を与える刑事政策的性格が強いものに分類できる に対する特別な配慮を規定することで救済をはかっている。このように、外国人DV被害者に対する特別な在留資格制度は、 別な配慮によって被害者救済が進められている。また、イギリス、オーストラリア等では、移民法等の家族に関する項目において、 徴的な違いがある。米国では、 な関係性や被害状況の証明に基づき在留資格を与えるという人道的な性質が強いものと、加害者処罰に重点を置き、被害者からの捜査協力を条 方、諸外国では、一九九〇年代以降、外国人DV被害者に対する法的保護施策が徐々に整備されてきた。 加害者逮捕に協力することを条件に、被害者に対し在留資格を認めているが、カナダでは、移民難民法による特 しかし、その性質は、 加害男性との親密 国により特

なっていくことが必要である。 被害者に対する特別な在留資格制度等を導入している国の経験や制度の有効性について分析し、日本においてこの議論が進む基盤づくりをおこ り方について、断片的にしか議論されてこなかったことが挙げられる。 これまで、 日本において、 外国人DV被害者の保護対策が進まなかった要因の一つとして、被害者の特別な状況に配慮した在留資格制度のあ 今後、 外国人DV被害者の保護を拡充するためには、 すでに外国人DV

その制度の変遷を概観し、今後の課題や改善点について検討する。 そこで、本稿では、これまでの日本の動きをまとめるとともに、先行事例として、主に米国での外国人DV被害者に対する保護政策を取り上げ

1. 日本における外国人女性に対するDVの現状と問題点

外国人女性に対するDVの実態については、 一九九〇年代の中頃から、 民間の外国人支援団体に寄せられる相談の中から、 徐々に顕在化して 定数存在することが明らかにされた。

問題等、 にする。 庁の通達に、 きた。このような民間団体は、 外国人被害者が直面する特有の問題の解決は遅れている。以下、これまでの日本の状況を概観し、 外国人DV被害者への状況に配慮する内容が含まれるよう要求してきた。その結果、 外国人DV被害者が直面する問題の改善を求め省庁交渉等をつづけており、 一定の改善が見られたが、 これまでもDV防止法の改正や各省 日本において改善すべき点を明らか 在留資格や言語の

1) 国際結婚の増加

年には二・七%(二〇、〇二六件)、二〇〇〇年には三・五%(二八、三二六件)、二〇〇九年三・七%(二六、七四七件)と増加傾向にある。 年間の婚姻件数のうち、夫が日本人、妻が外国人の婚姻件数は、 日本では、一九八〇年代後半以降、国際結婚の増加とともに、外国人女性からのDVに関する相談も次第に多くなっていった。一九八〇年には 全体の○・六%程度であったが、一九八○年代後半から徐々に増加し、

特にフィリピン女性と日本人男性との婚姻件数は二〇〇五年前後に急増した。離婚件数は、二〇〇〇年頃から増加している。 てみると、日本人夫、外国人妻の場合、 う」、「生活費を渡さない」、 二○○九年度の日本人夫、外国人妻の離婚件数は一五、五七○件で、全体の六・一%にあたる。主な離婚事由は、「性格が合わない」、「暴力を振る 方、 離婚件数をみてみると、 「精神的に虐待する」、といったものが上位にあがっており、 国籍別の離婚件数に関する統計がとり始められた一九九二年から二○○九年まで増加の一途をたどっており 妻の主な国籍は、 婚姻、 離婚ともに多い順から、 離婚の背景にDVがあることが予想される。 中国、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ、 ブラジルであり 国籍別にみ

により開示された厚生労働省統計によると、二〇〇八年度の一時保護者数のうち外国籍の割合は全体の九・四五%であり、 に関連性があることが伺える。 このように、年度により件数のわずかな増減はみられるが、 外国人のDV被害に関する公的な統計は公表されていないため、 外国人女性と日本人男性の婚姻の増加と、 正確な全体像は掴みにくいが、 外国人女性に対するDV被害の顕 外国人DV被害者が 市民団体の要請 在化

(2)外国人女性に対するDV被害者の特徴、主な問題

離れにくい状況をつくりだすという行動等が挙げられる。

動を制限したり、在留資格更新時に協力しないことで被害者を不法滞在状態に追い込み、逃げれば入管へ通報すると脅すなど、加害者のもとを 外国人女性に対するDVの特徴としては、 加害者が、被害者のパスポートや外国人登録証明証等を取り上げることにより日常生活における行

非常に厳しい状況に立たされることになる。 行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合は、取消処分は行わないとされているが、正当な理由を証明することが困難な被害者は 力から逃れるためにシェルターや知人宅に長期間避難している場合は、 者としての活動を継続して六月以上行わないで在留している」ものは、 ざるを得ない場合もある。さらに、二〇〇九年の改正入管法により、日本人の配偶者等の身分を有しているもので、「その配偶者の身分を有する 特に在留資格を有していない被害者は、一時保護にはたどり着けても、 DV防止法は、国籍や在留資格を問わず、日本にいるすべての外国人に適用されるが、在留資格の有無により支援の内容が大きく左右される。 自立に向けた中長期支援を受けることは難しく、結局、加害者に依存せ 在留資格取消の対象とするとされたため、在留資格を有していても、 在留資格を取り消される危険性も懸念されるところである。当該活動を

あ る。 ⑨ であることが発覚することを恐れ、 日本人男性と法的な婚姻関係にあっても、 出生証明書の提出等の手続きを行わなかった被害は、非常に不安定な状況におかれ、被害が悪化する場合も 在留資格取得申請を行わなかった被害者や、 日本人男性の子を出産したとしても、 不法滞在

DVに関する適切な知識や理解がなく、被害者が二次被害を受けることも少なくない。 言語の壁により、 有していない被害者に対する配慮の必要性が示されたが、当該機関において、外国人DV被害者に対するの理解が浸透していない場合もある。よっ 法務省の通知により、 支援よりも入管への通報が優先されることを恐れ、被害の申告や相談をためらってしまう被害者もいる。また、在留資格の有無に関わらず 必要な情報を得ることが困難な被害者も数多く存在する。また、言語サポートを受けることができても、 国または地方公共団体の職員が、不法滞在状態にある被害者を認知したときは、 通報義務を緩和するなど、 通訳者によっては 在留資格を

してきた

米国では、

一九九四年の

「女性に対する暴力防止法」(Violence Against Women Act 1994、

(3) 国際的要請

とを各地方入国管理局に対して通達したが、その効果については不明であり、今後の運用について注視する必要がある。 ることが勧告されている。二〇〇八年、法務省は、 管理行政機関は適切な連携を行うべきであること、また加害者との関係性に依拠せず単独で在留資格申請ができるような法律を整備すべきであ 要な措置を講じることが勧告された。また、二○一○年に国連女性の地位向上部が発行した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」に 害に直面しているグループの一つとして移民女性が挙げられ、これらの被害者が、 れた、日本政府第六回報告に対する最終見解では、 外国人DV被害者に対する支援の拡充の必要性については、 外国人DV被害者が、 在留資格の変更や取消しといった被害者の不利益になるような行政処分を受けないよう、 外国人DV被害者に対しては、 女性に対する暴力の項目で、 国際社会からも指摘されている。二〇〇九年八月に女性差別撤廃委員から発表さ 配偶者等からの暴力や性暴力の通報の断念につながるような障 在留資格審査や強制退去手続きにおいて特別な配慮すべきこ 躊躇することなく保護や救済を求めることができるよう、必 関連相談機関と入国

2 諸外国 一の取り 組み

外国人DV被害者の法的保護政策は、 一九九〇年代以降、在留資格を有する被害者の保護から、 在留資格のない被害者の保護へと徐々に発展

正法である二〇〇〇年VAWAにより、 については、加害者の逮捕等に協力することが救済の前提条件とされ、 外国人DV被害者に対する特別な在留資格制度が導入された。しかし、 被害者の保護を第一義に据えた救済策ではなかった。 以下「一九九四年VAWA」とする。)や、 在留資格を有していない被害者

資格のない外国人DV被害者の救済が行われている。その他の国 項目において、 方、 カナダでは、 DV被害者のための特別な在留許可制度を設けることにより、 移民難民保護法の「人道および思いやり(Humanitarian and Compassionate ground)」に基づく特別配慮により、 (イギリス、 対応している。 オーストラリア等)では、 在留資格に関する法律の家族に関する 在留

このように、 外国人DV被害者に対する特別な在留資格制度は、 加害男性との親密な関係性や被害状況の証明に基づき在留資格を与えるとい

きく分けられる。そこで次に、 う人道的な性質が強いものと、加害者処罰に重点を置き、被害者による捜査協力を条件に在留資格を与える刑事政策的性格が強いものとに、 米国における、外国人DV被害者の現状や制度の内容および問題点についてみていく。 大

3. 米国における取組み

いなかった。 ¹⁶ て進められていたこともあり、 Movement)、各地において支援体制の拡充や法制度の見直しが行われるきっかけとなった。しかし、この時期の運動は、白人女性が中心となっ 米国では、一九七○年代に、被害者達が自らの体験について語りはじめたことによりDVが社会問題として表面化し(Battered Women's 運動の成果である法改正等には、外国人女性の視点や、外国人女性の被害実態に即した救済策等は盛り込まれて

の拡充が行われている。以下、在留資格制度やそれぞれの法律の特徴、 外国人女性被害者に配慮した法的救済制度が設けられた。VAWAは、これまで二〇〇〇年、二〇〇五年と改正され、外国人女性被害者の救済 済を求めるのを躊躇し、加害者のもとに留まらざるを得ない状況にあることが明らかにされた。このような流れを経て、 被害者の存在や、彼女たちが直面する問題について、徐々に社会的関心が集まるようになっていった。一九九〇年代に入ると、全米を対象とし たDVに関する調査が米国議会により行われ、米国市民や永住権取得者の配偶者である外国人女性被害者には、在留資格や言語の壁により、救 九八○年代に入ると、外国人女性が多く居住する地域をおいて、外国人女性を支援する団体が相次いで発足されたことにより、外国人DV および運用上の問題点を概観する。 一九九四年VAWAで、

(1) 一九九四年VAWA年制定以前

の変更手続きは、外国人配偶者本人ではなく、米国市民等である一方配偶者が申立人となり「外国人家族のための請願 residence)が付与される。家族関係に基づく永住権へと在留資格を変更する手続きは、 住権(Family-based Immigration)を申請することとなる。しかし、婚姻期間が二年未満の場合は、まず仮の永住権(Conditional permanent 米国市民または永住権保持者(以下、「米国市民等」とする。)と婚姻した外国人配偶者が、永住権を取得するためには、家族関係に基づく永 仮の永住権の有効期限九〇日前に行う必要がある。 (Petition for the Alien

件が緩和され、資格変更申請時に、DVにより米国市民等である配偶者の協力を得ることが困難であることが証明できれば、単独で「仮の永住権 面接への出席等)が得られない場合や、 Relatives)」を米国市民権・移民業務局 九八六年 「移住偽装結婚改正法」(Immigration Marriage Fraud Amendment)では、資格変更時に、一方配偶者からの協力 (U.S. Citizenship and Immigration Services) 仮の永住権期間に離婚した場合は、 退去強制の対象とされていた。 以下、「USCIS」とする。)に提出しなればならない その後、 一九九〇年移民法により要 (必要書類の準備

からの資格変更を申立てることが可能となった(battered spouse waiver、以下「永住権自己申請制度」とする。)。

して、 偶者からDVを受けていても永住権自己申請制度の恩恵を受けることができないという問題があった。 米国市民等が、 る金銭の使途が加害者により監視されている被害者にとっては、永住権を取得することは非常に難しかった。さらに、 単独申請に必要な書類を準備することが難しく、必ずしも被害者にとって利用しやすいものではなかった。 しかし、 専門の精神科医等の診断書の提出が必須とされていたため、そのような診断を受けるための経済的余裕がない被害者や、 男性配偶者から行動を監視または制限されている被害者や、 外国人配偶者のために 「仮の永住権」申請をしていない場合は、 行動の自由はあるが、 不法滞在者となっている場合が多いため、 英語を十分に話すことができない被害者にとって、 特に、 DVの被害を証明する書類と そもそも、 米国市民等である配 日常生活におけ 婚姻の際に、

(2) 「一九九四年VAWA」

相要

制度が導入された 開かれた。 年VAWAでは、 一九九〇年移民法により導入された外国人DV被害者のための永住権自己申請制度は、 具体的には、 一九九〇年移民法では対象外とされていた不法滞在者にも、 退去強制手続きが開始された場合に、その手続きを停止する「退去強制の停止 DVの被害者であることが証明できれば、 一九九四年VAWAに引き継がれた。そして一九九四 在留を認められる道が

善良な道徳的品性 (battery or extreme cruelty) 九九四年VAWAの永住権自己申請制度の対象となるためには、 (good moral character) の対象とされたこと(当該被害者の子が同様の被害を受けている場合も含む)、 を備えていること、 米国市民等の配偶者から婚姻期間中に暴行を受けた、 米国内に居住していること、 米国市民等との婚姻が真正なものであること 本国へ強制送還されることが もしくは著しく残虐な行

自己またその子にとって著しい困難が伴うこと、を証明する必要があった。

制事由が、偽装結婚 また、退去強制停止手続きでは、 刑事処分、偽造文書使用、国家安全保障に関連していない等の要件を満たす必要があった。(窓) 以上の要件に加え、当該被害者が、申請日より遡り最低継続して三年間米国内に居住していること、 退去強

②一九九四年VAWAの問題点

九九四年VAWAにより、一九九〇年移民法では救済の対象外とされていた被害者にも、在留資格を取得する機会が設けられたが、限界もあっ 永住権単独申請時において被害者が加害者と離婚している場合、加害者が米国市民等でない場合、およびそもそも加害者と法的に婚

姻していない場合は、一九九四年VAWAの救済の対象にはならなかった。

あり、 目的としたVAWAの根幹をゆるがす事態も発生した。さらに、外国人配偶者が、 防衛するためにとった行為が、加害者に対する不法行為としてみなされ、 依る部分も多かったため、申請者側もどのような立証が求められているのか戸惑うというケースも少なくなかった。また、DV被害者が自己を(冨 た。それに加え、そもそも、本国送還後の生活困難や素行の善良性についての判断基準が明確に規定されておらず、移民帰化局の職員の裁量に 年三月から二○○○年七月までの間に、USCISが受理した自己申請件数は、一一、○○○件以上であったが、不許可処分となったのは 行に問題がなかったこと、またはDVの被害状況について十分に立証できないために、申請が不許可となる事態が多発した。実際、一九九六 とではなかったため、申請不許可とされるケースが相ついだ。特に、本国に送還されることにより著しい困難が生じることや婚姻期間中の素 六、五○○件にのぼり、その理由は、自己申請要件をそもそも満たしていない、もしくは、著しい苦痛に関する立証が不十分というものであった。 ® その背景には、経済的理由や言語の壁により、通訳を含む専門家の協力を得ることができなかったため、十分な立証ができないという問題があっ また、在留資格単独申請制度や、退去強制停止制度の該当者であっても、申請条件を満たすことを証明することが被害者にとって容易なこ 審査にあたる移民局職員にDVに関する正しい理解がなければ、退去強制処分一時停止申請が不許可になることもあった。 退去強制の対象とされるといった事態も発生するなど、被害者救済を 米国市民等の配偶者により、 窃盗や売春を強要されることも

(2) 二〇〇〇年VAWA

1 概要

九九四年VAWA施行後に生じた問題を改善するため、二〇〇〇年VAWAでは、 主に申請要件の見直しが行われた。

では、 婚姻や、 加害者自身の在留資格が、 ある場合は、 に救済の道を開いた。 一九九四年VAWAでは、 申請時に被害者が米国国内に居住していることが要件とされていたが、過去に米国国内でDVを受けていた場合は、 申請時に本国送還後に予想される著しい困難についての証明が不要とされ、これまで立証不十分で申請不許可処分となっていた申請者 加害配偶者の責め帰すべき事由による重婚についても、二〇〇〇年VAWAの救済制度の対象とされた。さらに、 離婚後二年以内であれば申請可能となった。さらに、これまでは、申請時に加害者が米国市民等であることが必要とされていたが、 また、これまで申請時に加害者である米国市民等と婚姻関係にあることが要件とされていたが、離婚の主な原因がDVで DV等の暴力行為やその他の事由により取り消されたことが証明できれば、 申請者は、 米国市民等と法的婚姻関係にあるものに限られていたが、 挙式国の慣習法により正式に認められる 取消し後二年間は申請が可能となった。 申請時に米国国内に 一九九四年VAWA

居住してなくても申請ができるようになった

られ。 え。 報を保有していること、 訴追に向けて捜査に協力する場合に特別に在留資格を付与するというものである。Uビザ認定を受けると、例外を除き最長四年間を滞在が認め 虐待等の被害者を救済するために設けられた新しい制度であり、 安全保障省や他の連邦、 二〇〇〇年VAWAの他の特徴として、 Uビザは、 就労が可能となる。 USCISの特別部門 州 ③犯罪行為に関する捜査や訴追に関して、 Uビザが認定されるためには、②当該犯罪により身体的または心理的な暴力を受けていること、 地方の行政機関と協力すること、④犯罪行為が米国国内または米国の領土内で行われたこと、 (VAWA unit) で一括審査されることとなった Uビザという新しい在留資格の導入を挙げることができる。 当該犯罪行為により相当程度の被害を負ったもので、 連邦、 州または地域の司法機関または検察、 Uビザは、 連邦または州の判事、 DVに限らず人身売買や性 かつ当該犯罪の加害者の を証明する必要があ 当該犯罪に関する情 米国国土

被害者が、 くの被害者が救済の対象とされるようになった。 U ビザ申請には、 退去強制処分を恐れることなく安心して加害者情報を提供できるような環境を整備することにより、 加害者が米国市民等であることが要件とされなかったため、これまで米国市民等ではない加害者からDVを受けていた数多 しかし、この制度は、 犯罪被害者の救済という面もあるが、 主な目的は、 米国内での犯罪の潜在化の抑 不法滞在状態にある

2問題点

く反撃した場合でも、被害者が加害者と同時に逮捕されるという二重逮捕の問題については、解決策が示されなかった。 の施行規則が定められておらず、各要件の審査基準が不明瞭なままであったため、申請段階における、被害者及び支援者にかかる負担は、 んど軽減されなかった。また、DVの加害者を逮捕する際、警察官には逮捕の可否についての裁量権がないため、被害者が自己防衛のために軽 このように、二〇〇〇年VAWAでは申請要件の緩和や、Uビザの創設により救済対象が広がったが、永住権自己申請制度およびUビザ制度 ほと

(3) 二〇〇五年VAWA

実際に訴追されるべきかにつき、当該事件の全体的な経過と過去の経緯を総合的に考慮し、二重逮捕、二重起訴を回避することが規定された。③ 済制度への申請が認められることとなった。また、二重逮捕については、DV・ストーキング・性的暴行事件等については、いずれの当事者が 二○○五年VAWAでは、保護の範囲がさらに拡大され、米国市民等の成人した子どもからDVを受けている場合も、VAWAによる各種救

(4) VAWAによるその他の取組み

①守秘義務

二〇〇五年VAWAでは、 地域支援団体、裁判所も、守秘義務が課されることとなった。 とに配慮し、一九九四年VAWAでは、 加害者が被害者の避難先に関する情報等、被害者に関する情報にアクセスし、その情報を使って被害者をさらに追い込むという傾向があるこ 対象が広げられ、 司法省、 新たに、国土安全保障省、 国務省、労働省の職員に対し、 国務省、 外国人DV被害者に関する情報について守秘義務が課された。 シェルター、 レイプクライシスセンター、 面会交流センター

②申請費用 申請不適格者に対する費用免除

申請費用の免除を申し立てることができるようになった。 現在は、 ザ申請の欠格事由に該当する状況にあるものは、 入所に関して補助を受けているものが多く、このような費用を自分自身、または家族のために負担することは、非常に厳しい状況に置かれていた。 ため、この費用を負担できない被害者は、Uビザによる救済を受けることできない。 また、このような被害者の多くは、 U ビザの対象者の中には、 VAWAの改正により、 偽造パスポートで入国したもの、 Uビザ申請者は、Form I-192(Application for Advance Permission to Enter as a Non-Immigrant)を用いて、 申請の際に欠格事由免除申請を行う必要がある。しかし、 観光ビザで入国し非正規労働に従事しているもの、 免除申請にかかる費用が高額である 犯罪に関与したもの等、 すでに食料費やシェルター U ビ

VAWAの運用面の主な問題点

4

要因は、 運用面においては、 連の外国人DV被害者救済策に対する理解度に差があること等が挙げられる。 一九九四年にVAWAが施行されてから一七年経過し、これまでに三回の改正が行われ、 在留資格単独申請や、 さまざまな問題が山積しており、 Uビザ申請にかかる施行規則の導入が大幅に遅れたこと、また連邦レベルと州レベルにおいて、VAWAによる 必ずしも多くの外国人DV被害者にとって利用しやすい制度とはなっていない。 以下、 運用面における問題点に注目する。 法文上においては改善が重ねられてきた。 その主な

(1)Uビザ施行規則、および資格変更規則

れていなかったため、 て自立の道を開くことも可能となる、 二○○○年VAWAにより創設されたUビザは、それまで救済の対象外とされてきた被害者にとって、安定した在留資格を取得し、就労によっ 被害者や支援者に混乱が生じていた。 画期的な制度であった。 しかし、 実際の運用段階においては、 審査基準を定めた詳細な施行規定が定めら

審査がUSCISのバーモント・サービス・センター また、 Uビザ認定を受けたものは、 その後、 永住権への資格変更も可能とされていたが、 (以下、「VSC」とする。) で保留状態となっており、 その変更手続きに関する施行規則もなかったため、 被害者および支援者の間に不安が

広まっていた。

規則が導入されたことにより、運用面における不明瞭な点の改善や、手続きの停滞の解消が期待されたが、そのとおりの効果はでていない。 永住権の資格変更にかかる暫定最終規則(以下「在留資格変更規則」とする。) は二〇〇九年一月まで待たなければならなかった。これらの施行 Uビザの認定等に関る暫定最終規則(以下「Uビザ認定規則」とする)は、Uビザ創設から七年後の二○○七年九月まで、そして、Uビザから

①施行規則制定以前の問題点

とが指摘されていた。 団体等からは、手続きの詳細や審査期間が不明瞭であることや、強制退去となる恐れを拭え切れないため被害者が申請を躊躇する傾向があるこ その判断はUSCISの審査官の裁量によるところが大きく、認定率は安定していなかった。また、Uビザ申請を考えている被害者を支援する 認めるものであり、仮の救済措置という位置づけであった。暫定的地位は、Uビザの認定要件を満たすと推定される被害者に付与されていたが、 Uビザ認定規則が施行される以前も、USCISはUビザを交付していた。しかし、それはあくまで暫定的地位 (Deferred Action Status) が

ていた。仮のUビザが認定され暫定的地位が付与されれば就労が許可されるが、審査保留となっているものは就労が認められないため、 加害者に経済的に依存することとなり、被害者の救済というUビザの主旨に反する状況が発生していた。 たが、認定されたのは五〇件、不許可または取り下げが九件にとどまり、その他の多くは、在留資格変更規則が制定されるまで審査保留とされ 実際、二○○○年にUビザが創設されてから、二○○七年一○月にUビザ認定規則が施行されるまでの七年間に、一二、一五一件の申請があっ

②Uビザ認定規則および資格変更規則の内容

Nonimmigrant Status Certification)をVSCに提出することにより、 出することが義務づけられた。また、すでに仮のUビザ認定を受けているものは、Uビザ認定規則の施行日から一八○日以内に、From I-918(U る証拠とともに、捜査や加害者訴追への協力を証明する専用の申請書(Form I-918)(Petition for U Non-Immigrant Status)を、VSCに提 正式なUビザ申請手続きの詳細は、 Uビザ認定規則により示された。この施行規則により、Uビザを新たに申請するものは、 永住権資格変更手続きに進むことができるとされた。しかし、もしこの 被害状況に関す

することが可能とされた。(巻) 格変更規則の施行前に、既に仮のUビザの有効期限が過ぎている被害については、 ザ認定日から数え、少なくとも三年以上継続して米国内に滞在しているもので、②DHSにより、 期間内に所定の申請書を提出しない場合は、 人道的見地から正当性が認められること、また、 U ビザから永住権資格への変更は、 Uビザ認定規則の二年後に施行された在留資格変更規則により本格的に開始された。 仮のUビザは取り消されることとされた。また、年間発給件数の上限が一、〇〇〇件と定められた。 家族的統合やまたは公益に資することとみなされた場合に、 この規則の施行日から一二〇日以内であれば資格変更申請 当該被害者が継続して国内に滞在することが 認められることとなった。 資格変更は、 ① U ビ

③施行規則の問題点

手続きにも停滞が生じ、その結果、 の協力を証明するための専用申請書の提出が義務づけられたことにより、 二つの規則が整ったことにより、 これまで永住権資格への変更を長年待っていた被害者も、資格変更手続きに進めないという状況が発生して ようやくこの救済制度が本格的に始動することとなった。 新規のUビザ申請が難しくなった。さらに仮のUビザ資格の再認定 しかし従来の要件に加 犯罪搜

二○○○年のUビザ制度にも引き継がれている。 evidence)」を持って審査すべきとされた。この基準は、 度に必要な書類を準備することが困難であることに配慮し、DV被害者認定は、 ·AWA制定当時、 議会において、 DV被害者は加害者の暴力や支配の影響により、 外国人DV被害者のための在留資格単独申請 被害者により提出された「いかなる確実な証拠(any credible 被害状況を証明する証拠を集めることや、 V AWA退去強制手続停止制度、

が高いものである。 政機関長の署名を持って公布されたものでなければならず、このような司法行政機関にアクセスすることが困難な被害者にとっては、 力する意思があっても、 めの証明書 しかし、 今回施行された、Uビザ施行規則は、この「いかなる確実な証拠」による被害の証明に加え、 (Form I-918) また、 特定の証明書が準備できなればUビザ申請は受理されない結果となってしまう。「๑」 当該司法行政機関においては、そもそも外国人DV被害者がおかれている特別な状況やUビザに関する情報が十分に の提出を義務付けたことにより、 たとえ、 DV被害については十分な証拠が提示されていても、 さらに、 犯罪捜査に協力する意思を確認するた この証明書は、 申請者自身に捜査協 特定の司法行

行き渡っておらず、証明書を交付するガイドラインの制定も遅れているため、たとえ認定行政機関に被害者がたどり着いても、審査官の裁量に 証明書の交付を受けられないという事態も発生している。その結果、Uビザが目指した被害者救済という目的に反する結果が生じている。

(2)地方行政における外国人被害者に対する差別、無理解

きたが、州および地方自治体レベルでは、外国人女性被害者に対する救済措置の趣旨や詳細についての正しい理解が広まっていない。また、不 上述のとおり、VAWAが制定されて一七年が経過し、連邦レベルでは、外国人DV被害者の特別なニーズに配慮した制度作りが進められて

法滞在者検挙強化政策の影響もあり、在留資格を失った被害者をさらに追い込む状況が発生している。

証明書交付申請前にどれだけ充分な準備できるかが重要となっている。 な保護につながっていかないケースが多い。厳しい外国人行政の影響を受け、Uビザ証明書交付機関は、証明書の交付を控える姿勢をとっており、 不法滞在者に対する取り締まりが厳しくなり、VAWAによる保護対象となる被害者であっても、不法滞在であることに焦点があてられ、 Agency、以下、ICEとする。)があり、省全体としては、ICEに関する施策を優先する傾向にある。その結果、ICEの地域行政機関を通して、 し同省には、 被害を受けた外国人の支援等、国内の外国人に対する支援や保護に関する施策を担当するのは国土安全保障省のUSCISである。 犯罪外国人の取締りにより地域の安全を確保する施策を推進している移民関税施行局(Immigration and Custom Enforcement しか

て保護を優先すべきなのかを、 設置されているため混乱が生じている。 また、いくつかの警察管区では、Uビザ証明書の交付を担当する部門と、不法滞在者の強制退去手続きを行う部門が、 的確に見極める指針の作成が求められている。 よって、 地方行政機関において、外国人を移民法違反者として行政処分の対象とするのか、 地方警察の同じ部局に 被害者とし

(3) その他の問題点

①USCISにおける長い審理期間と人員不足

ないため、 二つの施行規則が導入されたことを受け、Uビザ申請や永住権への資格変更申請が増加しているが、各種申請の審理期間の目安が示されてい 被害者および支援者の間に不安が広がっている。そもそも、 仮のUビザ申請をしたが数年間審査保留となっている被害者にとっては

心理的、 か配置されていないため、 経済的負担が大きくなっている。 現在の人的、 財政的体制では、 しかし、Uビザに関するすべての業務を取り扱うUSCISには、 迅速な処理は期待し難い。 Uビザ審査にあたる職員が二人し

②情報へのアクセス、言語能力

関につながることができても、 されてしまう場合もある。また、 被害状況について十分に英語で説明することができなかったり、 ている場合には、VAWAによる救済制度を理解し利用することは難しい。また、暴力発生後、 れるところである。 ·AWAにより、 各地の民間団体等が多言語支援を実施しているが、 外国人DV被害者に対する救済制度が整備されてきたが、このような情報が被害者に行き届いているかについては、 被害者が二次被害に受けている場合も報告されている。 DVの特性や外国人被害者が直面する問題について理解している専門の通訳者が限られており、 加害者による誤った証言を訂正できないことにより、 加害者により情報へのアクセスや社会との繋がりを持つことが制限され 速やかに多言語支援につながらなかったために、 自己に不利な調書が作成 多言語支援機 懸念さ

(4) 今後の課題

が喫緊の課題であると指摘している。 をうける結果が生じている。 多言語での支援についても、 制度が、被害者救済を第一義においたものではく、犯罪捜査や加害者訴追の促進が主な目的とされているため、状況が複雑になっている。 れきたが、 者の救済に関する取り組みを進められてきた。この間、 このように、米国では、一九九○年代から外国人DV被害者が直面する問題に注目し、特別な在留資格制度を導入するなど、外国人DV被害 施行規則の導入が大幅に遅れたことにより、 このような問題に対し、 全国レベルで数多く提供されているが、 国土安全保障省のオンブズマンは、 各所でさまざまな歪みが表出している。特に、 数回の法改正が行われ、 DVについて十分な知識をもっている通訳者が少なく、 対象者の拡大や特別な救済制度への申請要件の緩和などが行わ 捜査協力証明書の撤廃や、 暴力を受けた外国人女性のための特別な 専門性の高い通訳者の養成 被害者が二次被害 また、

二〇一〇年一二月一七日に閣議決定された「第三次男女共同参画基本計画」では、基本的方向と具体的施策の一分野として、「高齢者、障害者 とも適切であるが、継続して検証していきたい。 害者に対し、米国とは違ったアプローチをしている国々の取り組みや課題等を調査し、日本における問題等の解決にむけて、どのような手法がもっ 能性があり、今後の動向に引き続き注視する必要がある。また、今回は、 歩前進したが、地方レベルでは、対応が統一されていなかったり、被害者に正確な情報が伝わっていないことにより、被害が潜在化している可 特別な配慮を行うことが示された。このように、外国人DV被害者の置かれている状況の改善にむけて、ようやく政府レベルでの取り組みが きている。特に、二〇〇八年の法務省通達により、DV被害者であることが認められる場合は、在留資格の審査および退去強制手続きについて、 て基本計画で示された。また、法務省の通知や通達により、外国人女性被害者がおかれている状況に配慮した対応を行う環境作りが進められて 外国人等が安心して暮らせる環境の整備」が盛りこまれ、配偶者からの暴力については、多言語相談体制の整備等にむけて取り組む姿勢が初め 日本では、これまで、外国人DV被害者に対する救済策については、ほとんど進歩がみられなかったが、近年、その傾向が変わりつつある。 諸外国の取り組みについて、米国を中心にみてきたが、外国人DV被

注

- (1)この間、一貫して増加傾向にあったわけではなく、一九九五年二・六%(二○、七八七件)、二○○五年四・六%(三三、一一六件)と多少の増減がみられた。「夫婦の国 籍別にみた婚姻件数の年次推移」人口動態統計、厚生労働省。
- (2)一方、二○○九年度における日本人妻、外国人夫の離婚件数は、三、八三四件で、全体の一・五%であった。「夫婦の国籍別にみた離婚件数の年次推移」人口動態統計
- (3)渉外事件におけ夫側の申て理由の上位には、「性格が合わない」の次に、「異性関係」、「異常性格」、「同居に応じない」、「暴力を振るう」であった。 外》―申立て動機別申立人別―全裁判所、平成二一年度司法統計、最高裁判所 婚姻関係事件数
- (4)しかし、この背景には、平成一七年(二○○五年)および平成一八年(二○○六年)に興行ビザの上陸強化基準が厳格化されたことによって、偽装結婚が増えたとい う見解もある。「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」平成一七年改正二月一五日改正(三月一五日施行)、改正平成一八年三月一三日 (六月一日施行)

- (5)二○○九年度における婚姻、離婚の国籍の内訳は、婚姻では、中国(一二、七三三三件)、フィリピン(五、七五五件)、韓国・朝鮮(四、一一三件)、タイ(一、一二五件)、 婦の国籍別にみた離婚件数の年次推移」人口動態統計、厚生労働省 ブラジル (二七三件)。離姻では、中国 (五、八一四件)、フィリピン (四、七一四件)、韓国·朝鮮 (二、六八一件)、タイ (八二八件)、ブラジル (九二件) であった。 「夫
- 6 法務省が公表している更新時に提出等が必要な書類としては、日本人配偶者の戸籍謄本、住民税納税証明証、身元保証書、住民票の写し、身元保証人の印鑑などがある。
- (7)その他、外国人被害者の出身国の文化風習などを否定する、文化的暴力と呼ばれるもののもある。
- (8)「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成二一年七月 一五日交付)。
- 9 また、DV加害者のもとを離れて自立しようとしても、子が日本国籍を取得していないため、「日本人の配偶者等」の対象外とされ、日本に滞在しつづけることは非
- $\widehat{10}$ 「出入国管理及び難民認定法第六二条第二項に基づく通報義務の解釈について (通知)」法務省管総第一六七一号、 平成一五年一一月
- $\widehat{11}$ 被害者は、日本語を習得することにより、生活に必要な情報を得ることが可能となるが、加害者から日本語教室等に通うことを制限されている場合もあり、 者支援に関する諸情報が届きにくい場合もある。
- Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Japan, CEDAW/C/JAP/CO/6, 7 August 2009, para32
- 13 Division for Advancement of Women, Handbook for Legislation on Violence Against Women, United Nation, 2010,p.34
- (14) VAWAにより、 び地域における被害者支援体制の拡充についてまとめられ、全国ホットライン等の設置などが行われた。Violence Against Women Act, Pub. L. No. 104-208 Stat. 1902 女性に対する暴力に関する包括的な取組みが初めて示された。具体的には、DV、デートDV、性暴力、ストーカー行為の加害者処罰の強化、
- 15 されている。また、問題点としては、申請基準が厳しいこと、決定が移民局の裁量にまかされていること等が挙げられている Susan MaDonald, Not in the Numbers 使って行われたが、使用言語が英語もしくはフランス語であっため、これらの言語を話すことができない被害者は、統計上に正しく反映されていないという見解が示 カナダにおける、外国人女性に対するDVに関する統計は国レベルではない。二○○三年に全国レベルで女性に対する暴力に関する調査が行われた。調査は、電話を - Domestic Violence and Immigrant Women-, CANADIAN WOMEN STUDIES, Volum 19, Number 3, p.165.
- 16 Distress and the Homeless, Vol.9, No.3, 2000, Human Service Press, p250 Merchant, Munira, A Comparative Study of Agencies Assisting Domestic Violence: Dose the South Asian Community Have Special Need?, Journal of Social
- (🙄) Merchant, Munira, A Comparative Study of Agencies Assisting Domestic Violence: Dose the South Asian Community Have Special Need?, Journal of Socia Distress and the Homeless, Vol.9, No.3, 2000, Human Service Press, p254
- 古谷恵美子、北村聡子「外国人DV被害者に対する米国移民法上の保護について」移民政策研究、二〇〇九年一号、一〇五頁
- 19 米国市民等である配偶者の収入等の財産状況を示す書類や、援助宣誓供述書(Affidavit of Support)など。
- 3) 8 U.S.C § 1254 (a) (c) § 212 (a) (6) (A) (i).
- $\widehat{21}$ ないかなくなかった。10 American University Journal of Gender, Social Policy and the Law, 95 Leslye E. Orloff & Janice V. Kaguyutan., Offering a Helping hand より認められてきたが、これらの専門家のサポートを受けられないままで自分で申請を行った場合には、かかる十分な証言、 「弁護士やソーシャルワーカー等の専門家が代理している場合は、「加害者が被害者を本国まで追ってきた場合、 「被害者の本国にはDV被害者を救済するための効果的な施策がない」、「子の親権を失う」、「健康上の問題」といった様々な事情を主張することに アメリカの保護命令の管轄外であることにより被害の 立証ができないために、 申請が認められ

- Legal protections for Battered Immigrant Women: A History of Legislative Responses, at 140 2001
- Battered Immigrant Women Protection Act of 1999: Hearing on H.R. 3083 Before the Subcomm. on Immigration and Claims on the House of Comm. on the Judiciary,
- Goldman, Maurice, THE VIOLENCE AGAINST WOMEN ACT. Meeting Its Goals in Protecting Battered Immigrant Women?, FAMILY AND CONCILIATION COURTS REVIEW, Vol37 No.3, 1997, p210
- Goldman, Maurice, THE VIOLENCE AGAINST WOMEN ACT- Meeting Its Goals in Protecting Battered Immigrant Women?, FAMILY AND CONCILIATION COURTS REVIEW, Vol37 No.3, 1997, p379
- Protection Act of 2000, Law and Inequality, Vol.19 No.259, 2001, p279 Stowski, Lori Romeyn, Congress Giveth, Congress Taketh Away, Congress Fixed Its Mistake? Assessing the Potential Impact of the Battered Immigrant Women
- 名)Pub.L 106-386, Title V, Battered Immigrant Women, 2000.
- (37)また、加害者が死亡した場合も、死亡後二年間は申請可能とされた。8 U.S.C & 1154(a)(1)(A)(iii)(2000)
- (28)これにより、加害者に婚姻歴がある場合に、申請者に提出が義務づけられていた、「加害者の前婚の離婚証明証」の提出も、併せて免除されることとなった。この改 正により、重婚の被害者のみならず、離婚歴のある加害者と婚姻した被害者すべてが恩恵を受けることとなった。
- $\widehat{29}$ Tampering, Prostitution, Sexual Assault, Slave Trade, Torture, Trafficking, Sexual Exploitation, Unlawful Criminal Restraint, Other Related Crime Perjury, Felonious Assault, Hostage Taken, Incest, Peonage, Involuntary Servitude, Kidnapping, Manslaughter, Rape, Murder, Obstruction of Justice, Witness Uビザの対象となる犯罪行為は、Abduction, Abusive Sexual Contact, Blackmail, Domestic Violence, Extortion, False Imprisonment, Female Genital Mutilation
- 人身取引の被害者で、捜査上、被害者からの協力が継続して必要だと認められた場合は、四年の制限滞在期間が延長される場合もある。
- 司) INA sec 214 (p) (2), 8 U.S.C § 1184 (p) (2).
- Protection Act of 2000, Law and Inequality, Vol.19 No.259, 2001, p304 Stowski, Lori Romeyn, Congress Giveth, Congress Taketh Away, Congress Fixed Its Mistake? Assessing the Potential Impact of the Battered Immigrant Women
- 33 古屋恵美子、木村聡子「外国人DV被害者に対するアメリカ移民法上の保護について」移民政策研究、二〇〇九年一号、一一四頁
- 古屋恵美子、木村聡子「外国人DV被害者に対するアメリカ移民法上の保護について」移民政策研究、二○○九年一号、一一四頁、
- IIRARRA三八四条。その後、一九九六年改正移民法では、USCISの審査官が、外国人DV被害者及びその子の情報を第三者に対して許可なく開示すること、 よび退去強制手続きに際し、DV加害者の情報だけに基づいて被害者に不利な判断を下すことが禁じられた。
- Illegal Immigration Reform and Immigration Responsibility Act (IRAIRA) Pub.L.No. 104-208, 110 Stat. 3000-546 (1996) § 133 (codified at 8 U.S.C § 1357 (g))
- 37) その他、入国の際に健康診断書を提出していないもの等。
- (38)VSCは、VAWAによる特別な在留資格に関する申請および審査機関として設立された。VSCには、VAWAに基づく在留資格自己申請、退去強制停止申請、Uビザ・ ない。VAWAユニットの職員には、女性に対する暴力に関する研修が定期的に行われている。 Tビザ申請を専門的に取り扱う部門(VAWAユニット)が設置され、そこでは申請者から提出された書類に基づき審査が進められる。申請者に対する面接は行われ
- New Clasigication for Victim of Criminal Activity; Eligibility for 'U' Nonimmigrant Status, 72 Fed. Reg. 53014, Sep 17, 2007
- USCIS Interim Final Rule "Adjustment of Status to Lawful Permanent Resident for Alian in T or U Nonimmigrant Status", 73 Fed. Reg. 75540, Dec 12, 2008

Effective January 12, 2009

- 41 Activity", Dec. 8, 2008 たいためと説明していた。USCIS Press Release, "Fact Sheet: USCIS Publishes New Rule for Nonimmigrant Victims of Human Trafficking and Specified Criminal 更手続きは移民法の中でも特殊であり、他の移民法、注意が必要である。被害者の脆弱性に留意しつつ、このような被害者を救済するために、健全な手続きを熟考し な課題の解決には、異なる関係機関間の協議を重ねる必要があり、これらの関係機関の理解を得なければ、新しい規則を導入することは難しい。Uビザからの資格変 この暫定施行規則の施行が著しく遅れた理由としては、USCISは、在留資格変更は複雑であり、法的、 政策的にも解決しなければならない課題が多い。このよう
- and U visa, January 29, 2009, p.4 Office of the Citizenship and Immigration Service Ombudsman, Improving the Process for Victims of Human Trafficking and Certain Criminal Activity: The T
- and Uvisa, January 29, 2009, p.6 Office of the Citizenship and Immigration Service Ombudsman, Improving the Process for Victims of Human Trafficking and Certain Criminal Activity: The T
- ご)在留資格の喪失や、申請費用免除に関する規定を含む。
- $\widehat{45}$ を受けることを控える被害者もいた。この条件は、その後緩和されたが、その情報が被害者に伝わっているかどうかは定かではない。 仮のUビザを取得したものは、公的扶助の受給資格が認められるが、 永住権取得申請の条件として、公的扶助を受給していないことが定められていたため、
- 46 在の延長を認めることも発表された。USCIS Update, USCIS ANNOUNCES UPDATE FOR PROCESSING PETITIONS FOR NONIMMIGRANT VICTIMS OF CRIMINAL ACTIVITY U-visas provide temporary immigration benefits to victims who help law enforcement, USCIS, April 10, 2008 USCISは、すでに、仮のUビザが認められている被害者については、 再審査は行わないこととされた。またUビザ申請者の在留資格変更が認められまで、
- (47) Section1513 (f) of BIWPA. その他、ナチ関係者でないこと等。212 (a) (3) (E).
- 48 という指摘されている。 Tビザの場合の移行期間は九○日間とされた。しかし、申請に必要な書類を準備することが困難な状況を鑑みると、Uビザ、Tビザともに、この移行期間は短すぎる
- 49 to account the experience of victimization; ability to explain or documents the victim's case. As the INS Office of the General Counsel has noted, the purpose of this flexibility in evidence rule is to take in When creating the "any credible evidence" standard, Congress recognized that spousal violence, crime victimization, and trafficking uniquely affect a person's
- (云) 8 C.F.R. § 214.14 (a) (3) (i) (2008).
- 51 TビザもUビザも、ともに、捜査に協力的であることを証明する必要があるが、Uビザ申請者のみ申請時に特定認定機関の認証を得た Form 1918 を提出しなければ
- $\widehat{52}$ to Terrance O'Reilly, Director, Administrative Appeals Office (Oct. 16, 1998), at 7-8, reprinted in 1 INS AND DOJ LEGAL OPINIONS § 98-14 (Jan. 25, Memorandum from Paul W. Virtue, Office of General Counsel, "Extreme Hardship" and Docu-mentary Requirements Involving Battered Spouses and Children
- 53 AGAINST WOMEN ACT, The Georgetown Journal of Gender and the Law, Vol649, p.669 SREEHARSHA. Kavitha, VICTIMS' RIGHTS UNRAVELING: THE IMPACT OF LOCAL IMMIGRATION ENFORCEMENT POLICIES ON THE VIOLENCE
- 55 54 ICEの業務は、 また、担当官によって、被害の種類によって対応が変わる場合もある。たとえば、性的暴行の場合は積極的に対応するが、DVの場合は軽視するというものもいる。 Agreement in Communities to Enhance Safety and Security(ACCESS)に基づいて行われており、 ICEがそのミッションを遂行するための土

- Alien Programme (CAP) 台となっている。主な取組みとしては、287(g)プログラム、地域保全プログラム(the Secure Communities programme)、犯罪外国人プログラム(the Criminal)が含まれる
- (66)このような、厳しい入国管理行政が地域に広まることにより、外国人の犯罪被害者は、大きな外国人政策に関する議論の中で置き去りにされている。よって、 ENFORCEMENT POLICIES ON THE VIOLENCE AGAINST WOMEN ACT, The Georgetown Journal of Gender and the Law, Vol649, p.669 加害者が誰なのか、さらに曖昧になってしまっている。SREEHARSHA. Kavitha, VICTIMS' RIGHTS UNRAVELING: THE IMPACT OF LOCAL IMMIGRATION
- (57)このような状況において、弁護士は、被害者からの相談をうけると、まず被害者に対し、緊急にこの養育や監護に関する取り決めや、重要な書類を常に携帯、 ENFORCEMENT POLICIES ON THE VIOLENCE AGAINST WOMEN ACT, The Georgetown Journal of Gender and the Law, Vol649, p.669 いものが多いことから被害の潜在化を招いている。SREEHARSHA. Kavitha, VICTIMS' RIGHTS UNRAVELING: THE IMPACT OF LOCAL IMMIGRATION りに行動できる被害者は一握りである。また、多くの被害者は、このような弁護士等の支援者にたどり着くことすらできず、家族等に被害について知らせなくな 族や友人に、これからUビザ証明書交付申請を行うことの通知、被害届を作成する際に必ず弁護士を同行させること等をアドバイスするが、これらのアドバイス通
-)二〇〇八年一〇月現在。
- of Non-English Speaking Victim of Domestic Violence?, Berkeley Journal of Gender, Law amd Justice 38, p5 家族、隣人、知り合い等を通訳として使うと、同様の状況が発生する。Nancy K.D. Lemon, Access to Justice: Can Domestic Violence Court Better Address the Need
- Patricia Simms, Immigrant Women Face Unique Risk of Abuse, WISC. STATE JOURNAL, Oct. 10, 2008.
- 裁判官等に伝えてもらうことができない。その結果、不利な状況を招く。Runner et al., INTIMATE PARTNER VIOLENCE IN IMMIGRANT AND REFUGEE)その他、裁判所は、刑事事件の際には、通訳者をあてがうが、民事の場合は、ほとんどない。被害者は、高い通訳費用をはらえないので、自己の主張を正しく
- 62 the Process for Victims of Human Trafficking and Certain Criminal Activity: The T and U visa, January 29, 2009, p.11-24 VOMMUNITIES: CHALLENGES, PROMISING PRACTICES AND RECOMMENDATIONS, 2009, Robert Wood Johnson Foundation, P.17 申請費用の免除や、 施行規則における移行期間の延長等が求められている。Office of the Citizenship and Immigration Services Ombudman, Improving
- (63)「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」に係る在留審査及び強制退去手 続きに関する措置について」(通達)法務省管総二三二三号、二〇〇八年七月一〇日。